

令和6年6月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年6月28日(金) 午前9時30分から午前10時35分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 15名

農業委員7名

会長	1番	山元啓嗣	会長代理	2番	加藤正博
	3番	入木真一		4番	郡山信敏
	5番	佐藤哲夫		6番	邊木園浩子
	7番	下村健一			

農地利用最適化推進委員8名

11番	石山浩文	12番	大迫恒作	13番	坂元朋子
14番	酒匂清治	15番	鳥集公測	16番	西村真一
17番	真方実喜男	18番	山下孝行		

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員	5番	佐藤 哲夫	7番	下村健一
会議書記	次長	田原修司		

第2 議案第15号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。

議案第16号 農地法第4条の規定による進達について意見を求める。

議案第17号 農地法第5条の規定による進達について意見を求める。

議案第18号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。

議案第19号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。

議案第21号 非農地判定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	中別府 和也	次長	田原修司
------	--------	----	------

6. 会議の概要

(田原次長) 時間になりましたので、これから総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、議案第15号から議案第21号までの議案29件ですが、3件取り下げがありましたので、議案の中でご説明いたします。7月の定例総会は29日(月)です。議案審議及び転用議案等に係る現地調査は22日(月)にお願いする予定です。7月の4条・5条に係る調査委員会は、第1調査委員会です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、6月の定例総会を開催いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) これより議事に入ります。まず、日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

(議長) それでは、議事録署名委員に、5番 佐藤委員と7番 下村委員を指名いたします。なお、本日の書記は事務局の田原次長にお願いいたします。次に、日程第2 議案審議に入ります。

(議長) 議案第15号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の4ページをご覧ください。まず第1項、譲受人〇〇〇〇氏 譲渡人〇〇〇〇氏による親族間の贈与で、畑1筆644㎡です。調査委員は石山委員です。第2項につきましては、申請人から取り下げの申し出がありましたので取り下げとさせていただきます。第3項、譲受人〇〇〇〇氏 譲渡人〇〇〇〇氏による知人間の贈与で、畑1筆93㎡です。調査委員は酒匂委員です。第4項につきましても、申請人から取り下げの申し出がありましたので取り下げとさせていただきます。以上の案件は、受付審査の結果、機械の所有状況、農作業従事者数、により効率利用要件と農作業従事要件、地域との調和要件の3つの要件をすべて満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。第1項は、石山委員に調査をお願いしておりますので内容の報告をお願いします。

(石山委員) 報告いたします。6月26日水曜日、現地調査を実施しました。9時から譲り渡人、譲受人に電話と訪問をして両方に確認を行いました。議案書の6ページの航空写真をご覧ください。場所は〇〇〇〇の〇〇〇〇の奥の方の一筆です。譲

受人は農機具として管理機、軽トラを所有されておりまして、年内にトラクター1台を導入するとおっしゃっておいりました。農作業は家族2名で経営され従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っており、地域の話し合い活動にも参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。以上です。

(議長) 続きまして第3項は、酒匂委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。酒匂委員。

(酒匂委員) 14番酒匂が報告申し上げます。6月2日、日曜日午後4時半に現地調査を実施しました。引き続き19時から譲渡人の〇〇〇〇氏と譲受人の〇〇〇〇氏の自宅に訪問して双方に確認を行っております。申請地は議案書の8ページの航空写真をご覧ください。場所は〇〇〇〇の農地、畑1筆であります。〇〇〇〇の東側の位置になります。譲受人は農業用機械としてトラクター、マニアモア、軽トラ等を所有しております。作業は本人1名で従事され従事日数は200日と満たされております。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っておられ、地域の話し合い活動にも参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。以上でございます。

(議長) ありがとうございます。報告が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。(はいの声)

それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第15号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項、第3項に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第15号については、申請どおり許可することに決まりました。

(議長) 続きまして議案第16号「農地法第4条の規程による進達について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の11ページをご覧ください。今回の農地法第4条の規程による進達件数は1件でございます。第1項、株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆2,331㎡牛舎として利用する目的による転用申請です。都市計画区域外、農用地区域です。農地法第4条の転用申請の許可基準の1つ目の立地基準ではありますが、農用地区域内農地であるため原則不許可でございますが、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に供する施設となりますので例外許可となります。また、一般基準ではありますが、転用の確実性、周辺農地への影響等基準を満たしていると考えております。また、地域の農地の農業上の効

率的・総合的な利用に支障がないことについては、特に影響はないものと思われ、立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第4調査委員会に現地調査をお願いしておりますので、邊木園委員長に調査内容の報告をお願いします。邊木園委員長。

(邊木園委員長) はい、第4調査委員会 邊木園が調査結果を報告いたします。6月21日13時30分から下村委員、石山委員 事務局の二宮さんと4名で現地を調査してまいりました。転用目的は牛舎でありまして申請地は11ページから12ページをご覧ください。配置図は13ページをご覧ください。農用地区域内農地、都市計画区域外となっておりまして、事務局長の方からご説明がありましたとおりです。地域住民、周辺農地にも影響がないことから問題ないと判断しました。報告終わります。

(議長) ありがとうございます。随行された他の委員の方のご意見はございませんか。

(はいの声)

(議長) それではこれより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(郡山委員) すみません。(はい、郡山委員)

この畑は、畑かん区域内に入っているのですか。

(議長) 次長。

(次長) わたくしの方からお答えさせていただきます。まず、この農地転用の場合に、農振農用地の用途変更ということで畑地から農業用施設用地に変更いたしました。その際に、担当課の方に確認をいたしましたところ、この農地については対象外になっていますということで確認をしております。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。

(議長) よろしいですか。これをもって審議を終わります。これより採決いたします。

議案第16号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第16号については、申請どおり県へ進達することに決定しました。

(議長) 続きまして議案第17号「農地法第5条の規程による進達について意見を求める。」を議題といたします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の15ページをご覧ください。今回の進達申請件数は1件でございます。第1項、譲受人 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇氏 譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑3筆1,031㎡ 事務所・倉庫・駐車場敷地として利用するもので、第2種農地、都市計画区域、農用地区域外で、贈与であります。この案件につきまして、まず、立地基準であります。第2種農地ですので第3種農地に

立地困難な場合等は許可となっております。次に一般基準であります。転用の確実性、周辺農地への影響等基準を満たしていると考えております。また、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がないことについては、特に影響はないものと思われ、立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と考えております。以上でございます。

(議長) 本件につきましても第4調査委員会に現地調査をお願いしておりますので、邊木園委員長、調査内容の報告をお願いいたします。

(邊木園委員長) はい、第4調査委員会の報告をいたします。先ほどと同じく6月21日の13時30分から下村委員、石山委員、事務局の二宮さんと4名で調査をいたしました。転用目的は事務所、倉庫、駐車場です。申請地は議案書の15ページから16ページをご覧ください。配置図は17ページをご覧ください。農用地区域外で第2種農地となっており地域住民、周辺農地にも影響がないことから問題ないものと判断いたしました。報告終わります。

(議長) 以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。

(真方委員) はい。(真方委員)

17番真方です。17ページの申請地の隣の地番〇〇〇〇は元々、宅地になっているのでしょうか。航空写真で見ると、宅地のようなのですが。

(事務局長) 〇〇〇〇地番の所でございますけども、この奥の方に住宅が建っておりますので宅地ということでございます。以上です。

(議長) 山下委員。

(山下委員) 18番山下です。申請地の〇〇〇〇というのは追認案件でしょうか。既存の建物が建っている状態で航空写真には写っているようですが、いかがでしょうか。

(事務局長) はい、議長(事務局長)

現在建っておりますところは、振興局の方から取り壊しをするような話をいただいているところでございます。

(山下委員) 取り壊して新たに作るという意味ですかね。

(議長) 暫時休憩いたします。

(議長) 休憩前に引き続き会議を進めます。事務局長。

(事務局長) はい、ご説明申し上げます。建物の利用がないのであれば、撤去した方がよいという意見を振興局からいただいているというところでございます。以上でございます。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。(はいの声)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第17号「農地法第5条の規程による進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第17号については、申請どおり県へ進達することに決定いたしました。

(議長) 次に、議案第18号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題といたします。事務局長、説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は19ページをご覧ください。まず第1項です。譲受人〇〇〇〇氏 譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で田1筆935㎡、売買価格は総額25万円です。申請地は、22ページになります。加藤会長代理、佐藤委員のあっせんを受けております。第2項、譲受人〇〇〇〇氏 譲渡人〇〇〇〇氏申請案件で田2筆4,043㎡、売買価格は総額80万8600円です。申請地は、23ページになります。加藤会長代理、佐藤委員のあっせんを受けております。20ページになります。第3項、譲受人〇〇〇〇氏 譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で田4筆6,307㎡、売買価格は総額126万1400円です。申請地は、24ページになります。加藤会長代理、佐藤委員のあっせんを受けております。第4項につきましては、申請人から取り下げの申し出がございましたので取り下げとさせていただきます。以上の案件につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) それではこれより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) 修正をお願いいたします。第1項の肉用牛50頭と書いてあるところを、1頭に変更をお願いします。

(議長) 説明ですけど、第4項の取り下げについては、畑に井戸があったということで家族と相談をして今回買うのをやめたという話でした。水神様の関係です。

(議長) 何かご意見ございませんか。よろしいですか。(はいの声)

それではこれをもって、審議を終わります。これより採決いたします。議案第18号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第18号は申請どおり許可することに決定いたしました。

(議長) 続いて議案第19号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題といたします。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は27ページをご覧ください。今回の申請件数は2件になっております。第1項、借受人 農事組合法人〇〇〇〇 代表理事〇〇〇〇氏 貸渡人〇〇〇〇氏による使用貸借で、田1筆1, 463㎡、使用貸借期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間の設定です。第2項、借受人〇〇〇〇氏 貸渡人〇〇〇〇氏による使用貸借で田2筆、1, 694㎡、使用貸借期間は令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間の設定です。以上の案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条の要件 農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、議案第19号の審議に入ります。何かご意見はございませんか。

(議長) よろしいですか。(はいの声)

それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第19号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第19号は申請どおり許可することに決定いたしました。

(議長) 議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」を議題とします。事務局長の説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

この案件は中間管理事業制度による利用権設定でございます。議案書は29ページからと42ページからを一緒にご覧ください。なお説明に際し、貸渡人と借受人の間に入っております宮崎県農業振興公社の説明は省略させていただきます。第1項、貸渡人 相続人代表〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆971㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間の設定です。なお、相続人3名のうち、2名の同意をいただいております。第2項、貸渡人〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆1, 241㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間の設定です。第3項、貸渡人〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆1, 834㎡の賃貸借で、賃貸借は年総額1万8

千340円賃貸借期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間の設定です。第4項、貸渡人〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田2筆3,260㎡の賃貸借で、賃借料は年総額3万2千600円、賃貸借期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間の設定です。第5項、貸渡人〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆608㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間の設定です。第6項、貸渡人〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆1,358㎡の賃貸借で、賃借料は年総額1万3千580円、賃貸借期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間の設定です。第7項、貸渡人〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田5筆8,013㎡の賃貸借で、賃借料は年総額8万130円、賃貸借期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間の設定です。第8項、貸渡人 相続人代表〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆710㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間の設定です。なお、相続人4名のうち、2名の同意をいただいております。第9項、貸渡人〇〇〇〇氏 借受人 合同会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆1,040㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年8月1日から令和11年3月31日までの4年8ヶ月の設定です。第10項、貸渡人〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田9筆11,205㎡の賃貸借で、賃借料は年総額11万2千50円、賃貸借期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間の設定です。第11項、貸渡人〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田2筆3,054㎡の賃貸借で、賃借料は年総額3万540円、賃貸借期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間の設定です。第12項、貸渡人 相続人代表〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で田6筆6,589㎡の賃借料は年総額6万5千890円、賃貸借期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間の設定です。なお、相続人2名ですが、2名の同意をいただいております。第13項、貸渡人〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆2,662㎡の賃貸借で、賃借料は年総額2万6千620円、賃貸借期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間の設定です。第14項、貸渡人 相続人代表〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田7筆4,531㎡の賃貸借で、賃借料は年総額4万5千310円、賃貸借期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間の設定です。なお、相続人2名ですが、2名の同意をいただいております。第15項、貸渡人〇〇〇〇氏 借受人〇〇〇〇氏の申請案件で、田4筆2,792㎡の賃貸借で、賃借料は年総額2千7千920円、賃貸借期間は令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間の設定です。以上、説明いたしました

すべての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項による効率利用要件、農作業従事要件等各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) 山下委員。

(山下委員) はい、18番山下です。相続人が貸借する場合の同意の捉え方なんですけれど、今回、この第8項の4人中2人ということで過半を超える、また過半以上という意味合いで良いのか教えていただきたい。

(議長) 相続関係はですね、夫婦の場合は2分の1が配偶者に、その子どもは残りを分けるという形です。だから夫婦の場合は配偶者一人と子ども一人、その2分の1以上となっていますという考えです。今回、第8項については、相続は2名だけ配偶者なのか子どもなのかどうかということですね。暫時休憩をいたします。

(議長) 休憩前に引き続き審議に入ります。次長。

(次長) わたしの方から第8項の相続人の内容についてご説明いたします。まず相続権ですが配偶者がお一人、子どもさんが4人いらっしゃいます。従いましてこの同意をいただいている二人の内訳といたしまして、配偶者が一人、法定相続権でいくと2分の1、そして子どもさんが4人中1人でございます。子どもさんが2分の1の4分の1なので8分の1をお一人が持っていちゃいますので、2分の1と8分の1で過半以上になりますということによろしいでしょうか。以上です。

(議長) 他にございませんか。

(真方委員) すみません。(真方委員)

17番真方です。今の件についてですが、相続が発生してから、早い時期に相続しなさいという指導がされていますよね。何年以内に相続をしなさいとか、そういったことに関して、賃貸をしている間でも相続をするということは別に問題ないということですか。

(議長) 暫時休憩いたします。

(議長) 休憩前に引き続き会議を進めます。

(下村委員) 権利上は相続が発生している状態のまま、亡くなった方の名義のままするのも今は問題はないですね。

(議長) 他にございませんか。よろしいですか。(はいの声)

それでは議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第20号については決定いたしました。

(議長) 続きまして議案第21号「非農地判定について意見を求める。」を議題とします。

これについては第4調査委員会と事務局の方で調査をしておりますので、事務局長の説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は47ページをご覧ください。今回、非農地判定の承認をお願いしますのは、第1項から第4項ございまして田4筆、計3,238㎡でございます。第1項から第4項とも進入路が狭く、雑草が繁茂しているような状況でございます。事務局及び第4調査委員会で調査を行い、現況・周囲の農地への影響、各種補助事業との関連等を総合的に検討しまして、今回非農地として取り扱うことが妥当であろうと判断した農地でございます。以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) 少し補足させていただきますと非農地判定というのは、法律で定められたというものではなくて、行政サービスで非農地判定をする。非農地と示して、それを元に登記を変えていくということになります。その基準としては木が生い茂って山地化になっているとか、竹が生えて耕作するのが難しいとか、道路自体が狭小で2m50cm以内で日当たりも悪いとか、一応そういったものを考慮して非農地として判定しようという基準を定めているところです。

(真方委員) 17番真方です。農業新聞とかで、新しい農法の改革というか、農地をこれだけ確保するんだよというようなことが書かれていますよね。そういった場合にこの非農地というのが相当数あるわけですけども、高原町内の非農地にもそういった規制みたいなものがかかってくるのかどうかというのがわかれば。

(議長) 今、高原町でも地域計画というのを進めています。13地区ということで今、2地区進んでいる状況ですけど、一応地域計画というのは広がりがあるって集積ができる農地、そういった所を中心に地区の設定をしています。それ以外の所については、農地でなくなるわけではなくて、有害鳥獣を防ぐとか、そういう集積する農地とそうでない農地を分けましょうということで、今計画を進めているところです。地域計画を定めるというのは、以前は人・農地プランというのがあって、その地区を地域計画しようとしていたんですけど、人・農地プランの場合は結構広い所をやってました。今回地域計画については、今後事業を進める所とか、中山間の直接支払いを取り組んでいる所、そういった所を中心に地域計画を設定しないと、そういう事業は出来ませんよという意味合いもあって、今後事業を入れていく所はどこなのというので、地域計画を定めているところです。非農地については、行政サービスなんですけど、どこでも良いというわけではないということですよね。山林化していて将来その耕作をしていくという見通しの立たない所、そういった所については行政サービスとして非農地を設定して山林とか雑種地とか、そういった所に変えていくというか、一つの行政サービスとしてやっているところです。

(議長) 来年の３月までに地域計画を定めなさいということになってます。まず地域計画を定めるんですけど、どうしても進入が悪い山林化しているそういう所については、また調査をしてみなさんに諮って非農地が相当ではないかというのはその時に判断していくということです。地域計画に入った所については優良農地ですので、非農地とかそういうのは入ってきません。国は集積を図りなさいということです。集積の図れる広がりのある農地については残していく、広がりのある畑かんの区域とか事業の入っている区域とか、そういう所は当然ながら非農地とかそういうのは全く考えられない。国は守るべき農地というのは、広がりのある農地を守るために、猪が出てくるとかそういった所はちゃんと管理をして、有害鳥獣関係を防止するそういう役目もあると。区分けが同じ農地なのだと思うんですけども、今は地域計画を来年の３月までに策定をしなさいということです。地区ごとに説明会とか入ってきますので、その時はまたよろしくお願いいたします。

(次長) わたしの方から少し補足的な説明になるんですけど、地域計画を今年度末までに策定することになっておりますけども、それと関連するのでありますが農振農用地ということで、いわゆる青地、白地の農地がございます。青地というのが集団的なまとまった農用地、優良な農地、守るべき農地として定めているわけなんですけど国が食料農村基本法の改正に伴って、将来的に農地を確保していけないといけないという農地、いわゆる青地の農地はしっかり守っていきましょうというのが基本的なところでして、非農地になるような場所というのはだいたい白地、白地の端っことかになっているような、本当に農地の大規模な機械とかが入れられないような狭い狭小な農地とか、そういった所がだいたい非農地化しているような状況でして、こういった所はほとんど青地の農地ではない所が多いので国が言っている守るべき農地というところの部類とはかけ離れている部分がありますので心配することはないのかなと考えております。ただ農振農用地の青地の農地を点在してたりとか、大きな塊になってなかったりというのもありますので当然高原町としても町内のバランスとか見直しを今後また図っていかないといけないのかなとは考えております。以上です。

(議長) 他に何かご意見ございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

議案第２１号「非農地判定について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長) 議案第２１号については決定をいたしました。

(会長代理) 以上で、本日提案いたしました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これを持ちまして、６月の農業委員会定例総会を閉会いたします。

(田原次長) ご起立ください。「一同礼」。 お座りください。お疲れ様でした。